2026年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社GRCS
代表者名 代表取締役社長 佐々木 慈和
（コード番号：9250 東証グロース）
問合せ先 取締役 田中 郁恵
（TEL. 03-6272-9191）

第三者割当により発行される新株式及び第６回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日開催の取締役会において、当社代表取締役社長である佐々木慈和氏の資産管理会社である合同会社 Trojans（以下、「Trojans」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式（以下、「本新株式①」といいます。）の発行、株式会社 Fixstars Investment（以下、「Fixstars Investment」といいます。）及び合同会社 M&P キャピタル（以下、「M&P キャピタル」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式（以下、「本新株式②」といい、本新株式①と併せて「本新株式」といいます。）の発行、並びに Fixstars Investment 及び M&P キャピタルを割当予定先とする第三者割当による第６回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を併せて「本第三者割当増資」といい、これらの割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株式①の発行に係る決議にあたっては、当社の代表取締役社長であり Trojans の代表社員でもある佐々木慈和氏は、特別の利害関係を有する取締役として、当該取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、本新株式の発行により、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行

１．募集の概要

（１）本新株式①の概要

（１）	払込期日	2026年11月26日
（２）	発行新株式数	普通株式 99,400株
（３）	発行価額	１株につき1,006円
（４）	資金調達額	99,996,400円
（５）	資本組入額	１株あたり503円
（６）	資本組入額の総額	49,998,200円
（７）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法によりTrojansに割り当てます。
（８）	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を停止条件とした、本新株式①に係る総数引受契約を締結する予定です。前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（2）本新株式②の概要

（1）	払込期日	2026年11月26日
（2）	発行新株式数	普通株式　551,800株
（3）	発行価額	１株につき906円
（4）	資金調達額	499,930,800円
（5）	資本組入額	１株あたり453円
（6）	資本組入額の総額	249,965,400円
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 Fixstars Investment　220,700株 M&Pキャピタル　331,100株
（8）	その他	当社は、各割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を停止条件とした、本新株式②に係る総数引受契約を締結する予定です。前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（3）本新株予約権の概要

（1）	割当日	2026年11月26日
（2）	発行新株予約権数	4,055個
（3）	発行価額	総額405,500円 （本新株予約権１個につき100円）
（4）	当該発行による潜在株式数	405,500株（新株予約権１個につき100株）
（5）	調達資金の額	530,799,500円 （内訳） 本新株予約権 新株予約権発行による調達額　405,500円 新株予約権行使による調達額　530,394,000円
（6）	行使価額	行使価額　1,308円 当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026年11月９日）までの６ヶ月間（2026年５月11日から同年11月９日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である1,006円（円未満切捨て）に1.3を乗じた額の円位未満を切り上げた金額であります。また、本新株予約権は、行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 Fixstars Investment　1,622個 M&Pキャピタル　2,433個
（8）	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を停止条件とした、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

２．募集の目的及び理由

【本第三者割当増資の目的及び理由】

当社は、「GRC（ガバナンス・リスク・コンプライアンス）とセキュリティで企業の成長を支える」をミッションに掲げ、リスク管理クラウドサービスの提供及びセキュリティコンサルティング等を展開しております。当社は、2022年11月期、資本市場を中心とする証券会社等の金融機関に対し、高性

能な取引システムの開発・運用サービスを提供するフィナンシャルテクノロジー事業を開始しました。また、2022 年 12 月 20 日付「フィナンシャルテクノロジー部門における事業譲受に関するお知らせ」及び 2023 年 1 月 17 日付「(開示事項の経過) フィナンシャルテクノロジー部門における事業譲受完了のお知らせ」に記載のとおり、当社は 2023 年１月に EOS Software Limited の金融テクノロジーソリューション事業を譲り受け、フィナンシャルテクノロジー事業の拡大を図ってまいりました。しかしながら、2026 年１月 19 日付「業績予想と実績値の差異及び特別損失の計上並びに繰延税金資産の取崩し並びに役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載のとおり、フィナンシャルテクノロジー事業において証券会社向けホスティングサービスの導入支援プロジェクトが中断したことから、2025 年 11 月期には営業損失 67,827 千円及び減損損失 245,318 千円並びに事業構造改善引当金繰入額 108,416 千円を含む特別損失合計 353,735 千円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失が 527,903 千円となり、2025 年 11 月期末時点における当社の連結純資産は 95,937 千円の債務超過となるに至り、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）を充たしていなかったことから、2026 年 2 月 26 日付「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画（改善期間入り）について」に記載のとおり、同年 11 月 30 日までを期間とする改善期間に入っております。

こうした状況下、2026 年１月 19 日付「株式会社フィックスターズとの資本業務提携契約の締結並びに株式会社 Fixstars Investment を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は同日付で株式会社フィックスターズ（証券コード 3687・東証プライム）（以下、「フィックスターズ」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結し、同社の完全子会社である Fixstars Investment を割当予定先とする第三者割当増資を実施いたしました。当該提携に基づき、当社が長年培ってきた GRC 領域における専門的知見と、フィックスターズが有する高度な AI/LLM の実装ノウハウを組み合わせ、現在新たな成長基盤となる AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発プロジェクトを推進しております。

また、2026 年５月の新株予約権行使による 57,062 千円の払込み並びに当期純利益の計上に伴う利益剰余金の積上げが寄与した結果、当第３四半期連結会計期間末（2026 年８月 31 日）における純資産合計は 5,809 千円となり、債務超過はいったん解消されております。

しかしながら、フィナンシャルテクノロジー事業におけるサーバー等のリース債務及びソフトウェア等の事業構造改善引当金の支払や長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む。）の返済により、当社の当第３四半期連結会計期間末（2026 年８月 31 日）時点の手元資金（現金及び預金）は連結ベースで 308,048 千円と、前期末に比べて 222,712 千円減少しております。加えて、2026 年 10 月 15 日付「特別損失の計上（見込み）及び業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 11 月期はフィナンシャルテクノロジー事業の業績が期初予想を下回る見込みであることから、通期連結業績予想を売上高 3,569,557 千円（期初予想比 2.9%減）、営業損失 130,358 千円（期初予想比 249,679 千円減）、経常損失 157,464 千円（期初予想比 257,804 千円減）へ修正することといたしました。さらに当社は、フィナンシャルテクノロジー事業に係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額した場合、最大約 353,130 千円の減損損失を計上する可能性があり、その場合当該特別損失の計上が大きな要因となり、親会社株主に帰属する当期純損失は 512,199 千円（期初予想比 580,161 千円減）となる見込みであります。その結果、当社は 2026 年 11 月期連結会計年度末の連結純資産が△451,109 千円と、2025 年 11 月期に続いて債務超過状態となる見込みとなり、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）により上場廃止の可能性が顕在化する状態となるに至りました。

上場維持基準（純資産基準）への適合を視野に入れた上で、当社の財務体質を可及的速やかに安定させ、持続的な成長と企業価値向上を実現するためには、機動的かつ既存株主の利益に配慮した上での追加の資金調達が必要と判断し、そのための方策として、本新株式及び本新株予約権を用いた資金調達を行うことを決定いたしました。

【本第三者割当増資を選択した理由】

当社は、本第三者割当増資を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。当該検討の過程において、下記「（１）その他の資金調達手段との比較」に記載の他

の資金調達手段との比較を行いつつ、下記「（２）本第三者割当増資による資金調達の特徴」に記載の＜メリット＞及び＜デメリット＞を総合的に勘案した結果、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。

具体的に検討した内容は以下のとおりです。本第三者割当増資による資本増強を通じて、当社の2026年11月期末時点の連結純資産は131,973千円の正（本第三者割当増資前の2026年11月期末時点の連結純資産見込み額である△451,109千円に、本新株式の発行による調達額599,927千円及び本新株予約権の発行による調達額405千円を加算し、本第三者割当増資に係る発行諸費用概算額17,250千円を控除した額）となる見込みです。これにより債務超過を解消し、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）への適合を確実なものとし、株主・投資家の皆様への信頼に応えてまいります。

（１）その他の資金調達手段との比較

① 銀行借入又は社債の発行

調達手段として一般的ではあるものの、当社は既に一定水準の借入を受けており、現状の財務状況に鑑みると、現時点において金融機関からの新たな借入や社債による資金調達を行うことは事実上困難であると考えられます。また、喫緊の課題である債務超過の解消のためには資本性資金による調達が必須であることから、本件における調達手段として不適当であると判断しました。

② 公募増資

実行までに時間とコストを要すること、現時点での当社の業績や配当の状況を踏まえると、公募による増資について一般投資家からの支持を十分に得ることが難しいと思われること、また当社の債務超過の解消及び資金需要のために必要とする規模の資金を適時に確保できるかについての蓋然性が乏しいことから、本件における調達手段として不適当であると判断しました。

③ 株主割当増資

既存株主に与える希薄化の影響に配慮した資金調達方法でありますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右され、当社の債務超過の解消及び資金需要の額に応じた調達額を確保できる蓋然性に乏しいことから、本件における調達手段として不適当であると判断しました。

（２）本第三者割当増資による資金調達の特徴

本第三者割当増資による資金調達は、以下の特徴を有しております。

＜メリット＞

① 当初における一定額の資金調達

本第三者割当増資は、本新株予約権の発行だけでなく、本新株式の発行を組み合わせることで、当初の払込期日において一定の資金を調達することが可能となります。上記のとおり、当社においては改善期間内に上場維持基準（純資産基準）に適合することが喫緊の課題ではありますが、これにより改善期間内での上場維持基準（純資産基準）への適合が可能となります。

② 財務健全性の確保

本新株式による調達資金及び本新株予約権による調達資金はいずれも資本性の資金となるため、当社の財務健全性指標が上昇します。

③ 対象株式数の固定化

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される405,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

④ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、本新株予約権を行使する可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

⑤　株価低迷時における権利行使の確保

本新株予約権には、行使期間中に当社株価の終値が一度でも 504 円（取締役会決議日の前取引日終値の 50%）を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならない旨の条件（以下、「本強制行使条項」といいます。）が設定されております。これにより、当社の株価が低迷局面にあっても、上記閾値を下回った場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が義務付けられることによって、機動的な投資が阻害される事態が回避されることになります。なお、当該強制行使条項の実効性を確保するため、本新株予約権に係る発行要項及び第三者割当契約において、本新株予約権者による本新株予約権の自主放棄を認めないこと、及び発行要項に定める場合（当社の上場廃止が決定された場合）を除き当社は本新株予約権を任意取得することができないことを定めております。

本強制行使条項については、仮に将来当社の株価が低迷した場合であっても、発行要項上であらかじめ定められた行使価額での本新株予約権の権利行使による資金調達を確保する観点から、本強制行使条項を本新株予約権の内容に含めることを当社から M&P キャピタル及び Fixstars Investment に要請しました。当該割当予定先においては、株価低迷時にあっても割当予定先が本新株予約権を行使する義務を負うこととなる投資上のリスクを負担するデメリットと、本強制行使条項が本新株予約権の内容に含まれることによって本新株予約権の価値算定結果が一般に低くなるメリット（注）とを比較検討した上で、最終的に当社の要請を踏まえて本新株予約権に係る発行要項上の行使条件として定められたものであります。

（注）下記「５．発行条件等の合理性　（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容　②本新株予約権について」に記載のとおり、本新株予約権の価値算定においては新株予約権の公正価値の算定方法として一般的なモデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いているところ、強制行使条項が存在する場合、当該新株予約権の保有者は株価低迷局面においては行使価額と株価との差額についての損失リスクを負うこととなり、当該算定方式において当該リスクはマイナスの価値としてモデル化されるため、結果として新株予約権の公正価値を引き下げる要因として機能することとなります。

⑥　譲渡制限の存在

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権に係る発行要項において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、当該割当予定先から第三者へは譲渡されません。

＜デメリット＞

①　株式の希薄化

本新株式の発行数は 651,200 株、本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 405,500 株であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株式の発行及び本新株予約権の行使がなされた場合には発行済株式総数が増加するため、最大で、2026 年８月 31 日現在の当社発行済株式総数 1,526,530 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 14,955 個）に対して 69.22%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 70.66%。小数第３位四捨五入）の希薄化が生じます。

②　割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権を行使して取得された株式は、本新株予約権の割当予定先の投資判断により比較的短期間で売却される可能性があることから、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①　払込金額の総額	1,130,726,700 円
②　発行諸費用の概算額	17,250,000 円

③　差引手取概算額　　1,113,476,700 円

（注）１．払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（599,927,200 円）及び本新株予約権の発行価額の総額（405,500 円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（530,394,000 円）を合算した金額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の概算額の内訳は、主にアドバイザリー費用（弁護士費用・届出書類発行サポート費用・公正価値算定費用）11,300,000 円、登記費用関連費用等 2,400,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）3,550,000 円となります。

４．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

（２）調達する資金の具体的な使途

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な資金使途	金　額	支出予定時期
Ⅰ　本新株式		
①　財務体質健全化に向けた借入金等の返済	301 百万円	2026 年 11 月～2028 年５月
②　GRC セキュリティ事業規模の拡大に向けた人件費及び採用費	282 百万円	2026 年 12 月～2027 年 11 月
Ⅱ　本新株予約権		
③　AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォーム事業開発費用	200 百万円	2027 年１月～2031 年 12 月
④　フィナンシャルテクノロジー事業に係るインフラコストの支払	212 百万円	2027 年１月～2029 年 11 月
⑤　M&A 費用	118 百万円	2027 年 1 月～2032 年 12 月

（注）１．本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。

２．当社は、本第三者割当増資により調達した資金を速やかに支出する計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には、当該調達資金の使途及び残高について管理会計上確認できるようにした上で、銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①　財務体質健全化に向けた借入金等の返済（301 百万円）

当社の当第３四半期連結会計期間末（2026 年８月 31 日）時点における有利子負債の総額は約 570 百万円であり、同日時点の現預金残高（308 百万円）に対し、同日から１年以内に返済期日が到来する借入金及び社債の残高が 236 百万円と比較的高い水準にあります。今後の事業規模の拡大に向けて、経営計画を確実に実行していくためには、有利子負債の圧縮及び自己資本比率を高め、将来における借入余力を確保する必要があることから、本新株式による調達資金のうち301 百万円を、以下の借入金及び社債それぞれの分割返済に充当し、負債と資本のバランスを保つことで財務体質の健全化を進めてまいります。

１）借入金及び社債（債権者：株式会社りそな銀行、充当予定総額：111 百万円）

借入先	株式会社りそな銀行

借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年３月 31 日
最終返済期日	2027 年３月 31 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+0.45％
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	８百万円
充当予定額	８百万円

借入先	株式会社りそな銀行
借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年９月 30 日
最終返済期日	2027 年９月 30 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+0.7％
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	18 百万円
充当予定額	18 百万円

借入先	株式会社りそな銀行
借入金額	50 百万円
借入実行日	2024 年６月 20 日
最終返済期日	2029 年５月 31 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+0.7％
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	25 百万円
充当予定額	16 百万円

借入先	株式会社りそな銀行
借入金額	30 百万円
借入実行日	2026 年２月 26 日
最終返済期日	2033 年２月 25 日
返済方法	元利均等返済
利率	1.87%
担保・保証	東京信用保証協会付
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	27 百万円
充当予定額	７百万円

社債総額引受人	株式会社りそな銀行
社債総額	100 百万円
社債発行日	2023 年４月 25 日
最終償還期日	2028 年４月 25 日
償還方法	定時償還
利率	日本円 TIBOR+0.2％
担保・保証	株式会社りそな銀行保証付

未償還残高（2026年11月９日時点）	30百万円
充当予定額	20百万円

社債総額引受人	株式会社りそな銀行
社債総額	140百万円
社債発行日	2025年２月25日
最終償還期日	2030年２月25日
償還方法	定時償還
利率	日本円 TIBOR+0.2%
担保・保証	株式会社りそな銀行保証付
未償還残高（2026年11月９日時点）	98百万円
充当予定額	42百万円

２）借入金（債権者：株式会社きらぼし銀行、充当予定総額：24百万円）

借入先	株式会社きらぼし銀行
借入金額	50百万円
借入実行日	2024年８月30日
最終返済期日	2034年８月30日
返済方法	元利均等返済
利率	1.5%
担保・保証	東京信用保証協会付
借入残高（2026年11月９日時点）	39百万円
充当予定額	８百万円

借入先	株式会社きらぼし銀行
借入金額	50百万円
借入実行日	2025年５月30日
最終返済期日	2030年５月31日
返済方法	元利均等返済
利率	2.49%
担保・保証	なし
借入残高（2026年11月９日時点）	35百万円
充当予定額	16百万円

３）借入金（債権者：株式会社岩手銀行、充当予定額：32百万円）

借入先	株式会社岩手銀行
借入金額	100百万円
借入実行日	2024年３月29日
最終返済期日	2029年３月31日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+1.19%
担保・保証	なし
借入残高（2026年11月９日時点）	48百万円
充当予定額	32百万円

４）借入金（債権者：株式会社商工組合中央金庫、充当予定総額：28百万円）

借入先	株式会社商工組合中央金庫
借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年６月 30 日
最終返済期日	2027 年５月 31 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+0.7%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	12 百万円
充当予定額	12 百万円

借入先	株式会社商工組合中央金庫
借入金額	50 百万円
借入実行日	2025 年３月 31 日
最終返済期日	2030 年２月 28 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+1.2%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	33 百万円
充当予定額	16 百万円

５）借入金（債権者：株式会社三菱 UFJ 銀行、充当予定総額：18 百万円）

借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行
借入金額	50 百万円
借入実行日	2021 年８月 31 日
最終返済期日	2028 年８月 10 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+1.6%
担保・保証	東京信用保証協会付
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	13 百万円
充当予定額	11 百万円

借入先	株式会社三菱 UFJ 銀行
借入金額	30 百万円
借入実行日	2026 年３月 10 日
最終返済期日	2033 年３月 10 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+1.6%
担保・保証	東京信用保証協会付
借入残高（2026 年 11 月９日時点）	27 百万円
充当予定額	７百万円

６）借入金（債権者：株式会社東日本銀行、充当予定額：16 百万円）

借入先	株式会社東日本銀行
借入金額	50 百万円
借入実行日	2025 年６月 30 日
最終返済期日	2030 年６月 30 日

返済方法	元利均等返済
利率	2.3%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月 9 日時点）	36 百万円
充当予定額	16 百万円

7）借入金（債権者：株式会社千葉銀行、充当予定額：22 百万円）

借入先	株式会社千葉銀行
借入金額	50 百万円
借入実行日	2025 年３月 25 日
最終返済期日	2028 年２月 29 日
返済方法	元利均等返済
利率	日本円 TIBOR+1.0%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月 9 日時点）	22 百万円
充当予定額	22 百万円

8）借入金（債権者：株式会社武蔵野銀行、充当予定額：22 百万円）

借入先	株式会社武蔵野銀行
借入金額	50 百万円
借入実行日	2025 年３月 28 日
最終返済期日	2028 年２月 29 日
返済方法	元利均等返済
利率	2.2%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月 9 日時点）	22 百万円
充当予定額	22 百万円

9）借入金（債権者：株式会社東北銀行、充当予定額：22 百万円）

借入先	株式会社東北銀行
借入金額	100 百万円
借入実行日	2022 年 12 月５日
最終返済期日	2027 年 11 月 30 日
返済方法	元利均等返済
利率	1.7%
担保・保証	なし
借入残高（2026 年 11 月 9 日時点）	22 百万円
充当予定額	22 百万円

10）借入金（債権者：株式会社日本政策金融公庫、充当予定総額：７百万円）

借入先	株式会社日本政策金融公庫
借入金額	18 百万円
借入実行日	2020 年４月 10 日
最終返済期日	2027 年 10 月 31 日
返済方法	元利均等返済
利率	1.36%

担保・保証	なし
借入残高（2026年11月９日時点）	３百万円
充当予定額	３百万円

借入先	株式会社日本政策金融公庫
借入金額	30百万円
借入実行日	2020年４月10日
最終返済期日	2027年10 月31日
返済方法	元利均等返済
利率	1.36％
担保・保証	なし
借入残高（2026年11月９日時点）	４百万円
充当予定額	４百万円

② GRCセキュリティ事業規模の拡大に向けた人件費及び採用費（282百万円）

当社は、2027年11月期に主力事業であるGRCセキュリティ事業の更なる成長をけん引する専門人材の確保を目的として、下表のとおり、2026年12月からの１年間に順次合計31名の新規採用を計画しております。本新株式による調達資金のうち282百万円を、当該採用に係る人材紹介手数料や広告宣伝費等の採用教育費（65百万円）及び採用後の人件費（217百万円）にそれぞれ充当いたします。なお、採用予定時期の期間内に採用候補者とのマッチング等の関係で採用が予定どおり進まなかった場合は、その時点での未充当額は引き続き銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管しますが、当該期間満了後も専門人材確保の必要性に応じて、当該未充当額を当該人材の採用費及び人件費に充当いたします。

職種	人数	採用予定時期
セキュリティエンジニア	５名	2026年12月～2027年11月
セキュリティコンサルタント	17名	2026年12月～2027年11月
AIスペシャリスト	５名	2026年12月～2027年11月
GRCプロダクト開発エンジニア	１名	2026年12月～2027年11月
GRCプロダクトコンサルタント	３名	2026年12月～2027年11月

③ AIネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォーム事業開発費用（200百万円）

当社は、フィックスターズとの資本業務提携に基づき同社の高度なAI実装ノウハウを活用したAIネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発を進めております。本ツールは企業の全社的リスクマネジメント（ERM）をAIで自動化・高度化するためのプロダクトであって、従来の専門人材による労働集約型のサービスからツールの活用でより高度なリスク分析や迅速な経営判断の支援といった高付加価値を提供できるプロダクト主導型のサービスモデルへの転換を図り、収益構造の改善を目指してまいります。

下記「10. 最近３年間の業績及び最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況 （４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況 ②第三者割当による新株式の発行」の「現時点における充当状況」に記載のとおり、2026年２月３日にFixstars Investmentに対する第三者割当増資により調達した96百万円（差引手取り概算額：94百万円）のうち、2026年11月末時点での未充当額10百万円については、当該プラットフォームのリリース時期の後ろ倒しに合わせて開発期間を延長することとしたため、支出予定時期を2027年１月までに伸長しております。本新株予約権による調達資金のうち200百万円につきましては、2027年１月以降、同ツールの市場参入・本格拡大期（2027年１月～2031年12月）に向けた追加開発費用（95百万円）、インフラ費用（35百万円）、顧客獲得のための営業費用（70百万円）にそれぞれ充当いたします。

④　フィナンシャルテクノロジー事業に係るインフラコストの支払（212 百万円）

2026 年１月 19 日付「業績予想と実績値の差異及び特別損失の計上並びに繰延税金資産の取崩し並びに役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載のとおり、当社のフィナンシャルテクノロジー事業において証券会社向けホスティングサービスの導入支援プロジェクトが中断しているところ、現在まで再開の目途は立っておりません。当該プロジェクトの用に供する予定がなくなったホスティングサービスのサーバー、ソフトウェア及びサービスの契約は原則として中途解約をすることができず、契約の残存期間は所定の利用料等の支払が発生することから、本新株予約権による調達資金のうち 212 百万円を当該コストの支払に充当いたします。

⑤　M&A 費用（118 百万円）

当社は、GRC 及びセキュリティ領域における企業課題の解決のためソリューションとプロダクトを提供しております。昨今、生成 AI をはじめとするテクノロジーの急速な進展・普及に伴い、不正アクセスの手口が高度化・巧妙化するなどサイバー攻撃のリスクは激変しており、企業のサイバーセキュリティ対策の重要性はかつてない高まりを見せております。このような環境変化に迅速に対応し、事業推進の軸となる高度な専門人材の獲得や最先端のセキュリティ・AI 技術の強化を図り、今後の更なる事業拡大及び収益力の向上を実現するため、M&A の検討を積極的に行っております。当社の企業規模、M&A の対象となる会社の企業規模、売上規模、当社の財務状況、投資計画等も勘案しながら、今後において適切な案件があれば取り組むことを検討しており、買収価格の目安としては 100 百万円前後の案件を想定して、M&A アドバイザーの費用等を含めて 126 百万円の支出を見込んでおります。本新株予約権による調達資金のうち 118 百万円については当該 M&A 費用の一部に充当し、その不足分については手元資金又は LBO ローン等の外部資金によって充当することを予定しております。なお、支出予定期間内に M&A に資金が充当されなかった場合は、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管しますが、当該期間満了後も引き続き M&A の検討を継続してまいります。

４．資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達した資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社グループの更なる業容の拡大及び中長期的な収益力の向上を図るとともに、自己資本の充実を実現し、当社の財務基盤を一層強固にするものであることから、かかる資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①　本新株式について

＜本新株式①の発行価額＞

本新株式①の発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026 年 11 月９日）までの６ヶ月間（2026 年５月 11 日から同年 11 月９日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である 1,006 円（円未満切捨て）といたしました。

取締役会決議日の前取引日終値を基準としなかったのは、直近取引日の終値が当社の客観的な企業価値を適切に反映しているとは言い難いと判断したためです。その理由として、東京証券取引所における当社普通株式の株価（終値）は、2026 年７月 22 日の年初来安値 845 円から、同年 10 月６日に 1,379 円（年初来安値から約 63.20％上昇）まで上昇し、同月 14 日に 1,842 円（年初来安値から約 117.99％上昇）まで急騰した後、同月 15 日開示の特別損失の計上（見込み）及び業績予想の修正を受け、同月 16 日に 1,266 円まで急落し、その後も同月末日までの間、終値ベースで高値 1,649 円から安値 1,049 円までの値幅 600 円のレンジで乱高下を繰り返すなど、極めて大きな変動を示しました。これらの株価変動は、2026 年 10 月１日にサイバー対処能力強化法が施行されたことや、同

年９月頃から AI エージェントを活用した不正アクセスにより日本企業への被害が急増したことなどによって、当社を含む情報セキュリティ関連企業への関心や注目が高まったことが背景にあると考えております。そして 2026 年 11 月からは一転して、米国の AI・半導体株の下落や米国中間選挙後の AI・データセンター規制への警戒感等を背景に市場全体が歴史的な下落基調となり、日経平均株価（終値）は 11 月４日に前日比 893.23 円安（△1.42％）、同月５日に前日比 1,110.73 円安（△1.79％）、同月６日に前日比 3,643.13 円安（△5.96％）となる中で、当社株価（終値）も 10 月末から 11 月６日までに 1,157 円から 914 円まで急落（値下り額 243 円、騰落率△21.00％）し、同月９日（直近取引日）にはこれら急落の反動で日経平均株価が前日比 1,340.73 円高（2.33％）となったことと合わせて当社株価も 1,007 円（値上り額 93 円、騰落率 10.18％）となるなど、依然として値動きが激しい状況が続いております。これらの株価変動は、上記のマクロ環境の下での一時的な需給要因による影響を強く受けていると考えられることから、直近取引日の終値は当社の客観的な企業価値を適切に反映しているとは言い難いと判断しております。

また、直近１ヶ月間は、期間のほぼ全てが上記の急騰・急落局面に属し、直近３ヶ月間も同局面が約半分を占めることから、いずれも一時的な株価変動の影響を排除するには十分でないと判断しました。これに対し、直近６ヶ月間の終値平均は、当該局面の影響を最も受けにくく、当社の業績及び財務状況（2026 年 11 月期第３四半期末の純資産 5,809 千円、通期連結業績予想における営業損失 130,358 千円）に照らして、当社株式の価値をより客観的に表すものと判断いたしました。なお、結果的にではありますが、直近６ヶ月間の終値平均（1,006 円）と直近取引日（2026 年 11 月９日）の終値（1,007 円）は極めて近似した水準となっております。

＜本新株式②の発行価額＞

本新株式②の発行価額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026 年 11 月９日）までの６ヶ月間（2026 年５月 11 日から同年 11 月９日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である 1,006 円（円未満切捨て）に 0.9 を乗じた額の円位未満を切り上げた金額である 906 円といたしました。取締役会決議日の前取引日終値を基準としなかった理由及び直近６ヶ月間の終値平均を基準とした理由は、本新株式①と同じであります。

また、本新株式②の発行価額を 906 円に設定し、直近６ヶ月間の終値平均から 10％のディスカウントをすることとしたのは、本新株式②の割当予定先と協議した上で決定したものであります。下記「６．割当予定先の選定理由等 （３）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、フィックスターズ及び Fixstars Investment の代表取締役社長である三木聡氏並びに森桂一氏（M&P キャピタルの業務執行社員）からの具体的な出資提案は 2026 年 10 月中旬になされたところ、上記のとおり当時の当社の株価は急騰している状況にあったことから、両氏からは、本新株式②についての投資条件の１つとして、直近６ヶ月間の終値平均から 10％のディスカウントをした額を発行価額とすることの提案がありました。当社としましても、当時の株価水準は当社株式の客観的価値を反映するものではなく、投機的思惑等によって一時的に生じているものである可能性が高いという認識については一致しており、加えて、当社の喫緊の課題である債務超過の解消のためには十分な規模の資本性資金を確実に調達することが必要であり、かつ、改善期間の終期が約１ヶ月後に迫っていた状況においては早期にスピード感をもって資金調達を実現する必要もあったことから、両氏からの提案内容を踏まえて、ディスカウント率を日本証券業協会の 2010 年４月１日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下、「日証協指針」といいます。）が定める上限の 10％として、本新株式②の発行価額を決定いたしました。

＜本新株式の発行価額の非有利性＞

本新株式①の発行価額については、取締役会決議日の前取引日終値 1,007 円に対する乖離率は△0.10％、取締役会決議日の前取引日までの１ヶ月間の終値平均 1,284 円に対する乖離率は△21.65％、取締役会決議日の前取引日までの３ヶ月間の終値平均 1,104 円に対する乖離率は△8.88％となっております。また、本新株式②の発行価額については、取締役会決議日の前取引日終値 1,007 円に対

する乖離率は△10.03%、取締役会決議日の前取引日までの１ヶ月間の終値平均 1,284 円に対する乖離率は△29.44%、取締役会決議日の前取引日までの３ヶ月間の終値平均 1,104 円に対する乖離率は△17.93%となっております。

この点、日証協指針においては、第三者割当により株式の発行を行う場合、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決定することとされているものの、例外的に、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長６ヶ月）を遡った日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができるとされています。

そして、上記のとおり、東京証券取引所における当社普通株式の株価（終値）は、2026 年７月 22 日の年初来安値 845 円から、同年 10 月１日のサイバー対処能力強化法の施行や同年９月頃からの AI エージェントを活用した不正アクセスによる日本企業への被害急増等を背景に、同年 10 月６日に終値 1,379 円（年初来安値から約 63.20%上昇）まで上昇し、同月 14 日に 1,842 円（年初来安値から約 117.99%上昇）まで急騰した後、同月 15 日開示の特別損失の計上（見込み）及び業績予想の修正を受け、同月 16 日に 1,266 円まで急落し、その後も同月末日までの間、終値ベースで高値 1,649 円から安値 1,049 円までの値幅 600 円のレンジで乱高下を繰り返すなど、極めて大きな変動を示しました。そして 2026 年 11 月からは一転して、米国の AI・半導体株の下落や米国中間選挙後の AI・データセンター規制への警戒感等を背景に市場全体が歴史的な下落基調となり、日経平均株価の大幅下落に伴って、当社株価（終値）も 10 月末から 11 月６日までに 1,157 円から 914 円まで急落（値下り額 243 円、騰落率△21.00%）し、同月９日（直近取引日）にはこれら急落の反動で日経平均株価が前日比 1,340.73 円高（2.33%）となったことと合わせて当社株価も 1,007 円（値上り額 93 円、騰落率 10.18%）となるなど、依然として値動きが激しい状況が続いております。これらの株価変動は、当社の客観的な企業価値を適切に反映した値動きではなく、上記のマクロ環境の下での一時的な需給要因による影響を強く受けていると考えております。

また、東京証券取引所における当社普通株式の取引出来高は、2023 年の年間取引出来高は 5,046,800 株（１取引日平均 20,515 株）、2024 年は 1,056,400 株（１取引日平均 4,311 株）、2025 年は 707,300 株（１取引日平均 2,910 株）であるのに対し、2026 年は 10 月末時点で既に年間取引出来高が 7,678,500 株（１取引日平均 38,201 株）に達しており、月単位にすると、同年１月から９月までの９ヶ月間の取引出来高は合計で 2,148,600 株（１取引日平均 11,936 株）であるのに対し、同年 10 月の月間取引出来高は 5,529,900 株（１取引日平均 263,328 株）、同年 11 月の月間取引出来高は前取引日（同月９日）までで 175,800 株（１取引日平均 35,160 株）であって、2024 年からの３年間及び本年９ヶ月間の取引出来高と比較しても、2026 年 10 月の取引出来高は突出しており、同年 11 月においてもその傾向が継続しています。

当社は、上記の株価及び取引出来高の推移等を勘案すると、これらは日証協指針が定める例外的場合（最長６ヶ月を遡った日から直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる場合）の要件を満たすものであって、本新株式の各発行価額は日証協指針に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、当該判断に当たっては、当社監査役３名（いずれも社外監査役）全員から、上記の株価及び取引出来高の推移等を勘案すると、本新株式の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

② 本新株予約権について

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当社及び割当予定先と利害関係のない第三者である公認会計士鈴木剛氏に公正価値算定を依頼し、2026 年 11 月９日付の価値算定書（以下、「本価値算定書」といいます。）を取得しております。

本価値算定書においては、当社株式の株価 1,007 円（評価基準日である 2026 年 11 月９日の終値）、ボラティリティ 64.13%（上場来 2021 年 11 月～2026 年 11 月の週次終値に基づき算定した数値）、配当率 0%（直近５期の配当実績及び当期の配当予想に基づき算定した数値）、無リスク利子率

2.070%（2026 年 11 月６日公表の５年国債利回りと同数値）を勘案し、一般的なモデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、主に、①行使価額の修正が発生しないこと、②行使条件に本強制行使条項（行使条件の閾値は、評価基準日の終値 1,007 円の 50%である 504 円）が含まれること、③行使可能期間は 2027 年１月１日から５年間であり、本強制行使条項に抵触した場合を含め、行使期間中の株価が権利行使価額を上回っている場合は随時、１回あたり 120 個／12,000 株（直近６ヶ月間の１日平均売買出来高 48,212 株の約 25%）の権利行使を行い、取得した株式は全て当日の終値で市場で売却されること、④行使価額は 1,308 円（2026 年５月 11 日から同年 11 月９日までの６ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値 1,006 円に 1.3 を乗じ、1 円未満の端数を切り上げた額）であることを想定して評価をしております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、及び当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の１個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の 100 円（１株当たり１円）といたしました。

なお、当社監査役３名（いずれも社外監査役）全員から、本価値算定書上の本新株予約権の価値算定方法は市場慣行に従った一般的な方法で行われていること、及び本新株予約権の発行価額は本価値算定書上で報告された公正価値評価額と同等額であること等を勘案し、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行数 651,200 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 405,500 株（合計の議決権数 10,567 個）であり、当該発行数量は、2026 年８月 31 日現在の当社発行済株式総数 1,526,530 株及び議決権数 14,955 個を分母とする希薄化率は 69.22%（議決権ベースの希薄化率は 70.66%）に相当します。しかしながら、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資の目的は当社の直近の財務課題の解消及び今後の企業価値・株主価値の極大化の実現のために必要な成長投資にあることから、今回の本第三者割当増資による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、当該希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資の発行により希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条を踏まえて、当社はより慎重な手続を経るべく、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない独立役員かつ社外取締役２名（久保惠一氏及び山野修氏）並びに独立役員かつ社外監査役３名（佐藤尚人氏、島田容男氏及び伊賀志乃氏）から希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議していただき、下記「９．企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、今般の本第三者割当増資を実行することには必要性及び合理性が認められる旨の意見が示されております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

① Trojans

（１） 名称	合同会社Trojans
（２） 本店の所在地	東京都千代田区一番町10番８号
（３） 代表者の役職・氏名	代表社員　佐々木　慈和
（４） 事業内容	資産管理業務
（５） 資本金	100万円（2026年11月９日現在）
（６） 設立年月日	2020年11月19日
（７） 決算期	９月30日

（8）	従業員数	０人
（9）	主要取引先	該当事項はありません。
(10)	主要取引銀行	三井住友銀行
(11)	当事会社間の関係	
	資本関係	2026年11月９日現在、当社普通株式374,000株を保有しております。
	人的関係	代表社員佐々木慈和氏は、当社の代表取締役社長であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	Trojansは当社の代表取締役佐々木慈和氏が議決権の過半数を有する会社であり、かつ、当社の主要株主かつその他の関係会社であります。

(12) 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2023年９月期	2024年９月期	2025年９月期
純資産	△30百万円	5百万円	4百万円
総資産	185百万円	200百万円	178百万円
売上高	－	2百万円	4百万円
営業利益	△15百万円	△20百万円	△11百万円
経常利益	△15百万円	38百万円	△1百万円
当期純利益	△15百万円	36百万円	△1百万円

② Fixstars Investment

（1）	名称	株式会社Fixstars Investment
（2）	所在地	東京都港区芝浦一丁目１番１号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　三木　聡
（4）	事業内容	ベンチャー企業への投資及び育成
（5）	資本金	2,500万円（2026年11月９日現在）
（6）	設立年月日	2024年４月１日
（7）	発行済株式数	5,000株
（8）	決算期	９月30日
（9）	従業員数	０人
(10)	主要取引先	該当事項はありません。
(11)	主要取引銀行	三菱UFJ銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社フィックスターズ 100.00％（注１）
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	2026年11月９日現在、当社普通株式145,000株を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。

	取　引　関　係	該当事項はありません。（注２）
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2024年９月期	2025年９月期	2026年９月期
純資産	46百万円	△192百万円	△224百万円
総資産	347百万円	112百万円	397百万円
１株当たり純資産（円）	9,361.99円	△38,505.05円	△44,926.32円
売上高	-百万円	-百万円	-百万円
営業利益	△3百万円	△234百万円	△51百万円
経常利益	△3百万円	△239百万円	△55百万円
当期純利益	△3百万円	△239百万円	△55百万円
１株当たり当期純利益(円)	△638.01円	△47,867.04円	△11,135.46円
１株当たり配当金(円)	0円	0円	0円

(注) １．フィックスターズは、金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出会社であります。

(注) ２．Fixstars Investment の完全親会社であるフィックスターズと当社との間では、2026年１月19日付で資本業務提携契約を締結しており、同社の高度なAI実装ノウハウを活用したAIネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発を進めております。

③　M&Pキャピタル

（１）	名称	合同会社M&Pキャピタル
（２）	本店の所在地	東京都中央区京橋三丁目12番６号 ニュー京橋ビル５階
（３）	代表者の役職・氏名	代表社員　森　桂一
（４）	事業内容	企業への投資及び育成
（５）	資本金	100万円（2026年11月９日現在）（注１）
（６）	設立年月日	2026年10月26日
（７）	決算期	９月30日
（８）	従業員数	０人
（９）	主要取引先	該当事項はありません。
(10)	主要取引銀行	該当事項はありません。
(11)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への	該当事項はありません。

該　当　状　況			
(12)　最近３年間の経営成績及び財政状態（注２）			
決算期	設立時	－	－
純　資　産	1 百万円		
総　資　産	1 百万円		
売　上　高	－		
営　業　利　益	－		
経　常　利　益	－		
当　期　純　利　益	－		

（注）１．M&P キャピタルは 2026 年 10 月 26 日に設立された会社であり、現在までに金融機関口座を開設できておりません。したがって、現在 M&P キャピタルには業務執行社員である森桂一氏が設立時社員として出資しているのみですが、同社における金融機関口座の開設が完了した後、本新株式及び本新株予約権の払込金額の原資として、森智宏氏及び Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合（以下、両者を併せて「出資予定者」といいます。）が新たに出資し、かつ森桂一氏が追加出資することを予定しております。当該出資予定者のうち、森智宏氏は株式会社和心（証券コード 9271・東証グロース）（以下、「和心」といいます。）の代表取締役であり、Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合（組合の主たる事務所：東京都港区西新橋一丁目１０番１号日美ビル）は株式会社企業戦略フォーラム（本店所在地：東京都港区西新橋一丁目 10 番１号日美ビル、代表取締役：山内規之氏）及び SY マリンコンサルタント株式会社（本店所在地：東京都千代田区永田町二丁目 11 番１号、代表取締役：下村武治氏）を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であります。なお、当該出資後の M&P キャピタルにおける出資比率は、Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合が 66.45%、森桂一氏が 16.94%（設立時出資分を含みます。）、森智宏氏が 16.61%となる見込みです。

（注）２．M&P キャピタルは 2026 年 10 月 26 日設立のため直前事業年度はありません。上記における同社の純資産及び総資産は設立時（資本金と同額）の数値を記載しており、その他の経営成績及び財政状態については該当事項がないため「ー」としております。

（２）割当予定先の実態等

① Trojans

Trojans は当社の代表取締役社長佐々木慈和氏の資産管理を目的として設立された会社であり、同氏以外に業務執行社員その他の社員は存在しないことから、外部機関による実態調査は行わず、当社の管理管掌取締役である田中郁恵氏が当社の反社チェックマニュアルに従って、当該マニュアル所定の検索ワードを用いた「日経テレコン」による記事検索及びインターネット検索並びに本人からのヒアリングの方法による実態調査を行いました。その結果、Trojans 又は佐々木慈和氏について反社会的勢力との関係性を伺わせる情報は一切検出されず、また、佐々木慈和氏に対するヒアリングにおいて、Trojans 及び佐々木慈和氏は反社会的勢力とは一切関係がない旨の回答を得ております。以上を踏まえ、当社は、Trojans 及びその業務執行社員が反社会的勢力とは関係がないものと判断し、当該割当予定先につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

② Fixstars Investment

Fixstars Investment の親会社であるフィックスターズは東京証券取引所プライム市場に上場しており、フィックスターズが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（2026 年１月 19 日）の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、同社は自ら

について「反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力との取引禁止に関するマニュアル」を定め、反社会的勢力との関わりを遮断しております。また、取引先すべてにおいて、ＷＥＢ検索、データ検索、ヒアリングなどを通じて反社会的勢力に該当するか否かを確認しており、取引の開始にあたり締結する契約書には、反社会的勢力であることが判明した場合に即座に契約を解除する旨を記載しております。また、役職員については、入社に際し提出する誓約書において、反社会的勢力では無い旨を確約しております。」と報告及び公表しております。そして、Fixstars Investment はフィックスターズの完全子会社であり、フィックスターズの役職員が Fixstars Investment の全役員を兼務しております。以上を踏まえ、当社は、Fixstars Investment 及びその役員が反社会的勢力とは関係がないものと判断し、当該割当予定先につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

③ M&P キャピタル

当社は、(1)M&P キャピタルの業務執行社員である森桂一氏、(2)出資予定者である Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合、(3)Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社企業戦略フォーラム及び SY マリンコンサルタント株式会社、並びに株式会社企業戦略フォーラム及び SY マリンコンサルタント株式会社の各役員（以下、上記(3)に記載の者を総称して「ファンド関係者」といいます。）が反社会的勢力と何らかの関係を有しているかについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番８号フジスタービルディング日本橋９階、代表取締役：荒川一枝氏）に調査を依頼しました。その結果、上記(1)乃至(3)の者について反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

また、森桂一氏が M&P キャピタル以外にも複数の法人の役員等を兼務していることに鑑み、同氏個人にとどまらず、同氏が代表取締役その他の役員を務める主要な関連法人（以下、「森氏関与先」といいます。）についても、当社の管理管掌取締役田中郁恵氏が、当社の反社チェックマニュアルに従って、当該マニュアル所定の検索ワードを用いた「日経テレコン」による記事検索及びインターネット検索を行い、これらの関連法人について反社会的勢力との関係性を伺わせる情報は一切存在しないことを確認いたしました。

なお、M&P キャピタルは本第三者割当増資の引受けを目的として 2026 年 10 月 26 日に設立されたばかりの会社であるため、同社の社員、出資予定者、ファンド関係者及び森氏関与先についての調査を実施することで、M&P キャピタル自体についての調査をも兼ねることとしております。また、出資予定者の１人である森智宏氏につきましては、東京証券取引所グロース市場に上場している和心の代表取締役社長を務めていることから、同社が公表するコーポレート・ガバナンス報告書等の開示情報（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況を含みます。）を確認するとともに、上場適格性を有する社会的立場にあることも総合的に勘案して、森智宏氏について反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

以上を踏まえ、当社は、M&P キャピタル並びにその業務執行社員、出資予定者、ファンド関係者及び森氏関与先が反社会的勢力と関係がないものと判断し、当該割当予定先につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

（３）割当予定先を選定した理由

当社は 2026 年１月 19 日付でフィックスターズと資本業務提携契約を締結して以降、同社との間で AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの開発を進めております。また、2026 年７月以降は当社のフィナンシャルテクノロジー事業におけるフィックスターズとの協業検討等、同社の経営陣とコミュニケーションを継続して行ってまいりました。フィックスターズからは、フィナンシャルテクノロジー事業における当社との協業の可能性は十分考えられる旨の前向きな方向性が示されたものの、当社の自己資本水準は脆弱であり、財務的余力が限定的であることが当社との協業上のリスクになり得るとの指摘も同時になされておりました。そこで、2026 年８月頃、当社からフィック

スターズの経営陣に対し、追加の資金調達について打診・要請を行いました。当社の要請を受け、フィックスターズ内で検討が行われた結果、2026 年９月下旬に、同社から追加出資について前向きな回答があり、これまで同社との間で追加出資の受入れ方法について協議を重ねてまいりました。

当初当社はフィックスターズ又はそのグループ会社（以下、フィックスターズを親会社とする企業グループを「Fixstars グループ」といいます。）から新たに２～３億円を第三者割当の方法で調達することを前提に協議していましたが、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、2026 年 11 月期はフィナンシャルテクノロジー事業の業績が期初予想を下回るという見込みのもと、フィナンシャルテクノロジー事業に係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額した場合、最大約353,130 千円の減損損失を計上する可能性があり、その結果、当社は 2026 年 11 月期連結会計年度末の連結純資産が△451,109 千円と、2025 年 11 月期に続いて債務超過状態となる見込みとなり、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）により上場廃止の可能性が顕在化する状態となるに至りました。

当社としては、改善期間内に東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）に適合するとともに、当社の財務体質を更に健全化し、かつ、当社の成長領域に集中的かつ積極的な投資を進めていくには、より多額の資金を調達する必要があるとの判断から、2026 年９月下旬頃から、Fixstars グループからの資金調達の協議と並行して、同業他社やファンドに対しても資金調達の打診を行ってまいりました。そのような中、2026 年 10 月上旬、当社は、フィックスターズ及び Fixstars Investment の代表取締役社長である三木聡氏を通じて、和心の代表取締役である森智宏氏、及び同社の第２位の主要株主である Zipang 有限責任事業組合（2026 年８月に「ELLE 有限責任事業組合」から名称変更）の組合員である株式会社M&P ホールディングスの代表取締役であり、同組合の職務執行者を務める公認会計士の森桂一氏の紹介を受けました。森智宏氏及び森桂一氏からは当社の現状をご理解いただき、将来の発展可能性にご賛同をいただきました。その上で、2026 年 10 月中旬、両氏及び三木聡氏が連携し、Fixstars グループが本新株式（総額２億円）及び本新株予約権を、森桂一氏が新たに設立する M&P キャピタルが本新株式（総額３億円）及び本新株予約権を引き受けるというご提案をいただきました。

M&P キャピタルには、業務執行社員である森桂一氏が設立時社員として出資しているほか、同社における金融機関口座の開設が完了した後、本新株式及び本新株予約権の払込金額の原資として、森智宏氏及びConcentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合が新たに出資することを予定しております。但し、同社の定款上、業務執行社員及び代表社員は森桂一氏１名に限られており、他の社員は業務の執行及び会社の代表を行いません。したがって、本新株式及び本新株予約権に係る投資判断並びに議決権の行使を含む業務執行は、出資比率にかかわらず森桂一氏によって単独で行われます（なお、森桂一氏と森智宏氏との間に親族関係はありません。）。当社は、M&P キャピタルの出資条件は当社が別途協議していた同業他社やファンドからの出資条件よりも当社にとって望ましい内容であったこと、森桂一氏が公認会計士・税理士として M&A や資本政策に関する豊富な知見と実績を有していること、上記提案が Fixstars グループによる出資との連携を前提としたものであることを踏まえ、本第三者割当増資により当社の財務基盤の強化と企業価値の向上が図られると判断し、2026 年 10 月下旬、同社を割当予定先として選定いたしました。

また、Fixstars グループからの出資条件（本新株式の割当株式数及び本新株予約権の割当個数以外は、M&P キャピタルの出資条件と同じです。）についても当社が別途協議していた同業他社やファンドからの出資条件よりも当社にとって望ましい内容であったことや、当社とフィックスターズとの資本業務提携関係を更に強化・深化させる目的から、当社は Fixstars グループも割当予定先として選定することが適切と考えておりました。最終的に、2026 年１月の当社との資本業務提携時と同様、本第三者割当増資においても、Fixstars グループにおけるベンチャー投資及び事業提携の推進を目的として設立された戦略的投資会社である Fixstars Investment が本新株式及び本新株予約権を引き受けることが当社及び Fixstars グループ双方にとって最適との結論に至り、2026 年 10 月下旬、Fixstars Investment を割当予定先として選定しております。

加えて、三木聡氏、森智宏氏及び森桂一氏との協議の過程において、当該三者から、Fixstars

Investment 及び M&P キャピタルが出資を引き受けるにあたり、当社代表取締役社長の佐々木慈和氏においても当社の中長期的な企業価値向上に対する強いコミットメントを示すべきとの要望が示されました。佐々木慈和氏からは、今後も引き続き当社の代表取締役として経営を遂行し、中長期的な企業価値向上を実現していくことへのコミットメントとして、同氏においても当社に１億円を追加出資する旨の申出があり、Fixstars Investment 及び M&P キャピタルにおいても佐々木慈和氏による当該追加出資を出資の条件としたことから、2026 年 10 月下旬、当社は佐々木慈和氏（の資産管理会社である Trojans）を割当予定先として選定いたしました。

なお、上記のとおり M&P キャピタルが割当予定先として選定された理由の１つは Fixstars グループによる出資との連携を前提としたものであったからであり、また、Fixstars Investment 及び M&P キャピタルからの出資にあたって佐々木慈和氏による追加出資が出資条件の１つとされましたが、割当予定先の間において、当社株式の議決権の共同行使、取得又は処分に関する合意は存在しません。

（４）割当予定先の保有方針

＜本新株式＞

① Trojans

上記「（３）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、Trojans が割当予定先に選定された理由は、当社代表取締役社長佐々木慈和氏より、今後も引き続き当社の代表取締役として経営を遂行し、中長期的な企業価値向上に対する強いコミットメントを示したいという意向が示されたことによるものです。かかる意向のもと、当社は、Trojans が本新株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。また、当社は、Trojans から、①払込期日（2026 年 11 月 26 日）から２年以内に Trojans が取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面で報告すること、②当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び③当該報告内容が公衆縦覧に供されることのいずれについても同意することにつき、確約書（以下、「本確約書」といいます。）を取得する予定です。

② Fixstars Investment

上記「（３）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社は、Fixstars Investment の完全親会社であるフィックスターズとの間で 2026 年１月 19 日付の資本業務提携契約を締結しており、同社の高度な AI 実装ノウハウを活用した AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発を進めております。Fixstars Investment による本新株式の引受けは当社と Fixstars グループとの資本業務提携関係を更に強化・深化させるものであり、当社は、Fixstars Investment より、同社グループにおける戦略的投資の一環として本新株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。また、Fixstars Investment からも同様に本確約書を取得することを予定しております。

③ M&P キャピタル

当社は、M&P キャピタルより、基本的には本新株式を中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しておりますが、同社の当社に対する投資目的は純投資であるため、今後の当社の株価動向等を踏まえて、同社の投資判断により本新株式が売却される可能性もあります。但し、当社は、M&P キャピタルより、本新株式を売却する場合でも、当該売却にあたっては、市場の状況等を勘案し株価への悪影響を極力排除するように努めながら市場売却等を行う方針である旨を口頭で確認しております。また、M&P キャピタルからも同様に本確約書を取得することを予定しております。

＜本新株予約権＞

本新株予約権については、発行要項上、本新株予約権の割当予定先は当社の事前の書面による承認なく第三者に本新株予約権を譲渡することができない旨が定められております。当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、かかる譲渡承認にあたり、割当予定先から本新

株予約権を譲り受ける者についても、割当予定先と同様に、譲受先の本人確認、反社会的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針等に関する確認を事前に実施いたします。本新株予約権の譲渡がなされた場合には、直ちにその内容について開示いたします。

本新株予約権の行使により取得する当社株式については、継続保有の取り決めはなく、本新株予約権の割当予定先の投資判断により比較的短期間で売却される可能性があります。但し、当社は、Fixstars Investment 及びM&P キャピタルより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する場合でも、当該売却にあたっては、市場の状況等を勘案し株価への悪影響を極力排除するように努めながら市場売却等を行う方針である旨を口頭で確認しております。

（５）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Trojans

当社は、Trojans から 2026 年 10 月 30 日付預金通帳の写しを受領し、本新株式の払込みに要する資金に相当する額以上の預金を保有していることを確認しており、かかる払込みを行うことに支障はないと判断しております。

② Fixstars Investment

当社は、Fixstars Investment から、Fixstars グループのキャッシュ・マネジメント・システムに基づくグループ会社間貸付を活用することで、本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金を確保する予定であり、2026 年 11 月９日付のフィックスターズの役員会において当該貸付を承認済みとの報告を受けております。また、当社は、フィックスターズの 2026 年９月期決算短信（2026 年 11 月６日提出）に記載されている連結財務諸表により、フィックスターズが払込金額の総額を上回る十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しており、当社としても、フィックスターズの完全子会社である Fixstars Investment においてかかる払込みを行うことに支障はないと判断しております。

③ M&P キャピタル

当社は、M&P キャピタルは設立間もないために金融機関口座が開設できておらず、それゆえ本新株式及び本新株予約権の払込みの原資となる、業務執行社員森桂一氏からの追加出資及び出資予定者からの新規出資の受入れが完了していないことから、業務執行社員森桂一氏からは同氏名義の 2026 年 10 月 28 日付預金通帳の写しを、出資予定者である森智宏氏からは同氏名義の 2026 年 11 月４日付預金通帳の写しを、同じく出資予定者である Concentric-BIT002 ファンド投資事業有限責任組合からは同投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社企業戦略フォーラム名義の 2026 年 11 月２日付預金通帳の写しをそれぞれ受領し、これらを合計して本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金に相当する額以上の預金を保有していることを確認しております。また、森桂一氏、森智宏氏及び株式会社企業戦略フォーラムの代表取締役山内規之氏は、M&P キャピタルの金融機関口座が開設された後、本新株式及び本新株予約権の払込期日までに、当該各金融機関口座の資金を当該払込みの原資として充当する旨を口頭にて確約しております。以上より、当社は M&P キャピタルがかかる払込みを行うことに支障はないと判断しております。

７．本第三者割当増資後の大株主及び持株比率

本第三者割当増資前 （2026 年５月 31 日現在）		本第三者割当増資後 （本新株式発行直後）	
合同会社 Trojans	24.99%	合同会社 Trojans	22.04%
株式会社Fixstars Investment	9.69%	株式会社 Fixstars Investment	17.03%
塚本　拓也	5.55%	合同会社 M&P キャピタル	15.41%
佐々木　慈和	4.68%	塚本　拓也	3.86%
マイルストーン・キャピタル・	4.12%	佐々木　慈和	3.26%

マネジメント株式会社			
板倉　聡	4.01％	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	2.87％
新井　友行	4.01％	板倉　聡	2.79％
楽天証券株式会社共有口	3.18％	新井　友行	2.79％
田中　郁恵	3.10％	楽天証券株式会社共有口	2.22％
チェ　マンチュン	2.00％	田中　郁恵	2.16％

（注）１．本第三者割当増資前の持株比率は、2026年５月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．持株比率は発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第３位を四捨五入して記載しております。
３．上記の他、2026年５月31日現在29,803株を自己株式として所有しております。
４．本第三者割当増資後の持株比率は、2026 年５月 31 日現在の発行済株式総数に、本新株式数651,200株を加えて記載しております。

本第三者割当増資前 (2026年５月31日現在)		本第三者割当増資後 (本新株予約権が全て行使された場合)	
合同会社Trojans	24.99％	合同会社M&Pキャピタル	22.50％
株式会社Fixstars Investment	9.69％	株式会社Fixstars Investment	20.67％
塚本　拓也	5.55％	合同会社Trojans	18.54％
佐々木　慈和	4.68％	塚本　拓也	3.25％
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	4.12％	佐々木　慈和	2.75％
板倉　聡	4.01％	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	2.42％
新井　友行	4.01％	板倉　聡	2.35％
楽天証券株式会社共有口	3.18％	新井　友行	2.35％
田中　郁恵	3.10％	楽天証券株式会社共有口	1.86％
チェ　マンチュン	2.00％	田中　郁恵	1.82％

（注）１．本第三者割当増資前の持株比率は、2026年５月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．持株比率は発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第３位を四捨五入して記載しております。
３．上記の他、2026年５月31日現在29,803株を自己株式として所有しております。
４．本第三者割当増資後の持株比率は、2026年５月31日現在の発行済株式総数に、本新株式数に加えて、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に保有される当社普通株式数の合計である1,056,700株を加えて記載しております。

８．今後の見通し

本第三者割当増資が当期の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、当社の財務体質を健全化するとともに、調達資金を当社の成長領域・成長基盤に集中的かつ積極的に投資することで、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「５．発行条件等の合理性」の「（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資は、支配株主の異動を伴うものではないものの、これ

による希薄化率は、25%以上となります。

そのため、本第三者割当増資の公正性を確保するべく、当社の経営者から一定程度独立した者と認められる、当社の社外取締役２名（久保惠一氏及び山野修氏）並びに社外監査役３名（佐藤尚人氏、島田容男氏及び伊賀志乃氏）に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について、意見を求めました。当社が 2026 年 11 月 10 日付で入手した当該意見の概要は、以下のとおりです。

① 本第三者割当増資の必要性について

当社は、GRC 及びセキュリティ関連事業を取り巻く市場環境の変化を踏まえ、主力事業である GRC セキュリティ事業の規模拡大並びに AI 技術を活用した新たなリスクマネジメントソリューションの開発・提供を重要な成長戦略として位置付けている。また、フィナンシャルテクノロジー事業については事業構造の改革及び収益性改善が重要な経営課題となっており、これらの施策を推進するとともに、有利子負債の圧縮を含む財務体質の健全化を図り、安定的な事業運営を継続するための資金を確保する必要がある。

当社は、2025 年 11 月期末時点において連結純資産が 95,937 千円の債務超過となったことから、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準（純資産基準）に適合しない状態となり、2026 年 11 月 30 日までを期間とする改善期間に入っている。その後、第三者割当増資等による資本増強及び収益構造の改善に伴う利益の積上げ等により、2026 年 11 月期第３四半期末（2026 年８月 31 日）時点の純資産は5,809 千円となり、債務超過を一旦解消したものの、依然として純資産の水準は低く、財務基盤は十分とはいえない状況にある。また、同時点の手元資金（現金及び預金）は連結ベースで308,048 千円と、前期末に比べて 222,712 千円減少しており、手元流動性の確保も重要な課題となっている。

さらに、当社は、2026 年 10 月 15 日付の「特別損失の計上（見込み）及び業績予想の修正に関するお知らせ」において、フィナンシャルテクノロジー事業について最大約 353 百万円の減損損失を計上する可能性があることを公表するとともに、2026 年 11 月期の通期連結業績予想を、営業損失 130 百万円、経常損失 157 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 512 百万円に下方修正している。その結果、本第三者割当増資を実施しない場合には、2026 年 11 月期末における当社の連結純資産は 451,109 千円の債務超過となる見込みであり、改善期間内に上場維持基準（純資産基準）に適合することができず、当社株式の上場廃止の可能性が顕在化する状況にある。これらの状況を踏まえると、2026 年 11 月期末における上場維持基準（純資産基準）への適合を図るとともに、今後の業績変動等に対して一定程度耐え得る自己資本を確保し、安定的な事業運営を可能とする財務基盤を構築するため、早期に相当規模の資本増強を実施する必要性は極めて高いものと認められる。

本第三者割当増資により調達する資金のうち、新株式の発行により調達する資金については、財務体質健全化に向けた借入金及び社債の返済並びにGRC セキュリティ事業規模の拡大に向けた人件費及び採用費に充当されることが予定されている。

具体的には、第一に、当社の 2026 年８月 31 日時点における有利子負債の総額は約 570 百万円であり、同日時点の現預金残高 308 百万円に対し、同日から１年以内に返済期日が到来する借入金及び社債の残高が 236 百万円と比較的高い水準にある。新株式の発行により調達する資金のうち 301 百万円は、金融機関からの借入金及び社債の分割返済に充当することが予定されているところ、当社の現在の財務状況の下では新たな借入れ等による借換えも容易ではないことに鑑みれば、有利子負債を圧縮して自己資本比率を高め、将来の借入余力を確保することは、資金繰りの安定化を図り、事業規模の拡大に向けた経営計画を確実に実行するための前提となるものであり、その必要性及び合理性が認められる。

第二に、当社は、主力事業であるGRC セキュリティ事業の更なる成長を牽引する専門人材を確保するため、2026 年 12 月からの１年間で、セキュリティエンジニア、セキュリティコンサルタント、AI スペシャリスト等合計 31 名の新規採用を計画しており、新株式の発行により調達する資金のうち 282 百万円を、人材紹介手数料や広告宣伝費等の採用教育費（65 百万円）及び採用後の人件費（217 百万円）に充当することが予定されている。当社の事業は専門人材によるサービスの提供を収益の源泉とするものであり、サイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴い企業のセキュリティ対策の需要が高まる市場環境の

下で事業規模を拡大し、収益力の回復・向上を図るためには、専門人材を計画的に確保することが不可欠であることから、その必要性及び合理性が認められる。

また、新株予約権の発行及び行使により調達する資金（全部が行使された場合で約530百万円）については、AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの事業開発費用（200 百万円）、フィナンシャルテクノロジー事業に係るインフラコストの支払（212 百万円）及びM&A 費用（118 百万円）に充当することが予定されている。このうち、AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームは、当社が2026年１月に株式会社フィックスターズ（以下「フィックスターズ」という。）との間で締結した資本業務提携契約に基づき共同開発を進めているものであり、その市場参入及び本格拡大期における追加開発費用、インフラ費用及び顧客獲得のための営業費用に調達資金を充当することは、当社が従来の専門人材に依存した労働集約型のサービスから、AI を活用したプロダクト主導型の事業モデルへの転換を進め、中長期的な収益基盤を形成するための投資として、その必要性及び合理性が認められる。また、フィナンシャルテクノロジー事業に係るインフラコストは、証券会社向けホスティングサービスの導入支援プロジェクトの中断後も、サーバー、ソフトウェア等に係る既存の契約に基づき今後も支払が継続することが見込まれるものであり、当社が既に負担している確定的な資金需要に対応するものとして、その必要性が認められる。さらに、M&A 費用については、現時点において具体的な候補案件は存在しないものの、セキュリティ領域における高度な専門人材の獲得及び技術の強化を通じて事業拡大を図るための資金を予め確保しておくものであり、当社の成長戦略に沿ったものと評価することができる。なお、当社は、M&A アドバイザーの費用等を含めて 126 百万円程度の支出を見込んでおり、新株予約権による調達資金を超える部分については手元資金又はLBO ローン等の外部資金により充当することを予定している。もっとも、具体的な案件が特定されていない以上、その実施に当たっては、対象会社の選定、取得価格の妥当性及び当社の財務状況への影響等について、取締役会において慎重に検討されることが求められる。新株予約権による資金調達はその行使に依存するものであり、当初から確実に調達されるものではないが、新株予約権には、当社株価の終値が一度でも一定の水準を下回った場合に残存する新株予約権の全部の行使を義務付ける条件（以下「本強制行使条項」という。）が付されており、株価低迷局面においても行使期間の満了日までに一定の資金調達が確保される設計となっている。したがって、新株予約権の発行は、新株式による資本増強に加えて追加的な資金調達手段を確保することにより、財務基盤の一層の安定化及び中長期的な成長投資に必要な資金の確保を図るための合理的なものと認められる。

以上から、本第三者割当増資は、当社が直面する財務上の課題に対応し、2026 年 11 月期末における上場維持基準（純資産基準）への適合及びその後の安定的な財務基盤を確保することに加えて、GRC セキュリティ事業の規模拡大、AI ネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの事業化その他の成長施策を継続するために必要な資金を確保するものであり、単に足元の財務状況を改善することにとどまらず、当社の収益基盤の改善及び中長期的な企業価値の向上を図るための資金調達として、その必要性が認められる。

② 本第三者割当増資の相当性について

当社は、本第三者割当による資金調達を決定するにあたって、銀行借入又は社債の発行、公募増資及び株主割当増資等の各種手法について比較検討を行っている。

銀行借入又は社債の発行については、当社の現在の財務状況に照らして与信枠及び調達コストの面で制約があることに加え、負債性資金による調達では自己資本の増加につながらず、上場維持基準（純資産基準）への適合及び財務健全性の確保という目的を十分に達成することができない。公募増資については、一般投資家による需要の不確実性に加え、調達に要する時間及びコストの観点から、必要な規模の資金を改善期間の末日である 2026 年 11 月 30 日までに確実に調達する手段として適切であるとはいい難い。また、株主割当増資についても、既存株主の資金状況及び投資判断により調達額が左右されることから、必要な規模の資金を確実に調達できるとは限らない。

これに対し、本第三者割当増資は、必要な資金を確実かつ迅速に調達することができるとともに、自己資本の増強を通じて財務基盤の改善を図ることが可能である。また、本第三者割当増資では、新

株式の発行により約６億円を調達し、新株予約権の発行及びその全部が行使された場合には、さらに約５億3,000万円を調達することが想定されている。新株式の発行によって、当社が足元で必要とする相当規模の資本性資金を払込時に確保する一方、残余の資金については新株予約権の行使を通じて段階的に調達するという方法は、足元における財務基盤の強化に必要な資金を確実に確保する必要性と、一時点において生じる希薄化を一定程度抑制する必要性との双方に配慮したものと評価することができる。

また、新株予約権については、その目的となる株式の数が405,500株に固定され、行使価額の修正条項も付されていないことから、新株予約権の全部が行使された場合に生じる最大希薄化の規模が発行時点において確定しているとともに、行使価額が取締役会決議日の前取引日までの６か月間の平均株価に対して 30%のプレミアムを付した 1,308 円に設定されていることから、本強制行使条項が適用される場合を除き、新株予約権の行使による追加的な希薄化は、当社株式の一定の株価上昇を前提として生じる設計となっている。他方、本強制行使条項は、行使期間中に当社株価の終値が一度でも取締役会決議日の前取引日終値の 50%を下回った場合に、割当予定先に対して残存する新株予約権の全部の行使を義務付けるものであるところ、かかる局面においては市場株価を上回る行使価額による払込みがなされることとなるため、既存株主の経済的利益を害するものではなく、むしろ株価低迷時における当社の資金調達の確実性を高めるものと評価することができる。なお、本強制行使条項は、当社から割当予定先に対してその設定を要請し、割当予定先において、株価低迷時にも新株予約権の行使義務を負うという投資上のリスクと、これにより新株予約権の算定上の価値が低くなるという効果とを比較検討した上で受け入れられたものであり、各割当予定先は、本強制行使条項の内容及び法的拘束力を認識し、これに同意しているとのことである。また、本強制行使条項の実効性を確保するため、割当予定先による新株予約権の放棄が認められず、当社による新株予約権の取得も当社普通株式の上場廃止が決定された場合に限られていることも、上記の評価を裏付けるものである。これらの点を踏まえれば、新株予約権の発行条件は、既存株主に生じる希薄化の影響にも一定程度配慮したものと評価することができる。

もっとも、本第三者割当増資により発行される新株式及び新株予約権の目的となる株式の数を合算すると、既存株主に対して約 69.22%（議決権ベースでは約 70.66%）という相当程度大きな希薄化が生じることになる。このような大規模な希薄化によって既存株主の持分比率が低下することは、既存株主にとって不利益となり得るものであり、その影響については慎重に考慮する必要がある。

この点については、上記のとおり、当社は、第３四半期末時点における純資産が5,809千円にとどまる一方、その後、最大約353百万円の減損損失を織り込み、2026年11月期の親会社株主に帰属する当期純損失を512百万円とする業績予想の修正を行っており、本第三者割当増資を実施しない場合には同期末の連結純資産が 451,109 千円の債務超過となる見込みであることから、上場維持基準（純資産基準）への適合及び安定した財務基盤の確保のために、早期に相当規模の資本増強を行う必要性が極めて高い。かかる状況の下では、希薄化の規模を抑制するために新株式による調達額を縮小した場合、債務超過の解消そのものが困難となるおそれがあり、新株式の発行規模は、債務超過の解消及び改善期間内における上場維持基準（純資産基準）への適合に必要な資本の確保を目的として設定されたものと評価することができる。また、当社株式が上場廃止となった場合には、既存株主は当社株式の流動性を失うこととなり、希薄化による不利益を上回る不利益を被るおそれがあることも考慮する必要がある。

また、割当予定先としては、株式会社Fixstars Investment、合同会社M&Pキャピタル及び当社代表取締役社長である佐々木慈和の資産管理会社である合同会社Trojansが予定されている。

株式会社Fixstars Investmentについては、フィックスターズの完全子会社であり、2026年１月の当社とフィックスターズとの資本業務提携に伴い、既に当社の第三者割当増資を引き受けているほか、両社が共同で取り組むAIネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発プロジェクトも進捗していることから、当社の事業及び成長戦略について一定の理解を有する既存の資本業務提携先として、引き続き本第三者割当増資の一部を引き受けることには合理性が認められる。また、同社による引受けは、フィックスターズとの資本業務提携関係を更に強化・深化させるものと評価す

ることができる。

合同会社M&Pキャピタルについては、フィックスターズ及び株式会社Fixstars Investmentの代表取締役社長である三木聡氏を通じて当社に紹介された公認会計士の森桂一氏が業務執行社員を務める会社であり、本第三者割当増資における同社の出資は、Fixstars グループとの連携を前提として提案されたものである。当社は、同社の出資条件が他に並行して協議していた同業他社やファンドからの出資条件よりも当社にとって望ましい内容であったこと、森桂一氏がM&A及び資本政策に関する豊富な知見と実績を有していること等を踏まえて同社を割当予定先として選定しており、同社は、新株式の発行及び新株予約権の行使により取得する当社株式に係る議決権所有割合が合計で 22.5%となる数の割当てを希望し、基本的には新株式を中長期的に保有する方針である旨を表明している（ただし、同社の当社に対する投資目的は純投資であり、今後の株価動向等によっては同社の投資判断により売却される可能性もある。）。もっとも、同社は2026年10月26日に設立されたばかりの会社であり、払込みの原資は、金融機関口座の開設後に出資予定者である森智宏氏及びConcentric-BIT002ファンド投資事業有限責任組合からの新規出資並びに業務執行社員である森桂一氏からの追加出資により拠出されることが予定されていることから、払込期日までに当該出資が確実に履行されること、並びに同社及びその関係者が反社会的勢力と関係がないことについて必要な確認が尽くされていることを前提とすれば、同社を割当予定先として選定することには一定の合理性が認められる。

また、合同会社Trojansについては、当社の経営状況及び財務状況を十分に理解する当社代表取締役の資産管理会社が自ら資金を拠出して本第三者割当増資の一部（約１億円）を引き受けるものであり、当社の財務基盤の強化に資するとともに、代表取締役自らが当社の中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを示すものと評価することができる。また、株式会社Fixstars Investment及び合同会社 M&P キャピタルが、代表取締役による当該追加出資を自らの出資の条件としていることに照らしても、合同会社Trojansを割当予定先とすることには合理性が認められる。

なお、当該割当ては、当社代表取締役の資産管理会社に対する割当てとなることから、利益相反を回避し、本第三者割当増資に係る意思決定の公正性を確保する観点から、佐々木慈和は、特別の利害関係を有する取締役として、合同会社Trojansに対する新株式の発行及び同社との総数引受契約に係る取締役会の審議及び決議には参加しないこととされており、また、本第三者割当増資に係る割当予定先との協議及び交渉にも当社の立場では参加しておらず、当該協議及び交渉は当社取締役田中郁恵が担当している。

さらに、新株式の発行価額は、合同会社 Trojans に割り当てる新株式（以下「本新株式①」という。）については１株当たり1,006円、株式会社Fixstars Investment及び合同会社M&Pキャピタルに割り当てる新株式（以下「本新株式②」という。）については１株当たり 906 円とされており、本新株式①の発行価額は、新株式の発行に係る取締役会決議日の前取引日までの６か月間における当社普通株式の終値の単純平均値と同額であり、本新株式②の発行価額は、当該単純平均値に 0.9 を乗じた金額である。発行価額の決定に当たって６か月間の平均株価を基準としたのは、当社株式の市場価格が、2026年10月以降、情報セキュリティ関連企業への関心の高まりや同月15日に公表した業績予想の修正等を受けて急騰と急落を繰り返し、同年 11 月初旬には米国中間選挙後の市場全体の大幅な下落を受けて更に下落し、取引出来高も従前と比較して突出した水準となるなど、一時的な需給要因により大きく変動している状況を踏まえ、一時点の株価ではなく、直近１か月間又は３か月間と比較して当該局面の影響を最も受けにくい６か月間の平均的な株価水準を基準とすることが、当社株式の価値をより適切に反映するものと判断したためである。また、本新株式②について当該平均株価から 10%のディスカウントを行ったのは、割当予定先から投資条件の一つとして提案されたものであり、当社の現在の財務状況、2026 年 10 月 15 日に公表した業績予想の修正後の株価動向、本第三者割当増資に伴う大規模な希薄化による割当予定先の投資リスク、改善期間の終期が迫る中で必要な規模の資金を早期かつ確実に調達する必要性等を総合的に勘案したものである。他方、本新株式①についてディスカウントを行わないこととされたのは、本新株式①の引受けが、当社代表取締役の資産管理会社による、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを示すための追加出資であり、利益相反の観点からも代表取締役の関係者に有利な条件を付与しないことが適切であることによるものと考えられ、割当予定先の間

で発行価額に差異が設けられていることにも合理的な理由が認められる。

かかる各発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」が例外的に許容する、最長６か月間の平均の価額に0.９を乗じた額以上の価額という基準に準拠して決定されたものである。なお、結果として、６か月間の平均株価と取締役会決議日の前取引日終値は近似した水準となっているものの、上記の株価及び取引出来高の推移を踏まえれば、直近の株価が当社の客観的な企業価値を適切に反映しているとはいい難く、一時点の株価が平均株価に近似したことをもって６か月間の平均株価を基準とすることの合理性が否定されるものではない。したがって、各発行価額は合理的なものであると認められる。

また、新株予約権の発行価額については、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である公認会計士鈴木剛氏が、行使価額の修正がないこと、本強制行使条項の存在、行使可能期間その他の新株予約権の諸条件を考慮し、一般的な算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しており、その算定結果は新株予約権１個当たり100円とされている。新株予約権の払込金額は、当該算定結果と同額の100円（１株当たり１円）とされており、当該第三者算定機関による算定方法及びその前提条件に不合理な点は認められず、また、新株予約権の払込金額が当該算定結果である評価額を下回らない金額として設定されていることから、新株予約権の発行価額には合理性が認められる。

以上の事情を総合的に考慮すると、本第三者割当増資に伴う希薄化の規模は相当程度大きいものの、①当社の足元の財務状況及び上場維持基準（純資産基準）への適合の必要性に照らして相当規模の資本増強を早期に実施する必要性が高いこと、②他の資金調達方法によって必要な規模の資本性資金を同程度の確実性及び迅速性をもって調達することは困難であること、③普通株式と新株予約権を組み合わせることにより、足元で必要となる資金を確保しつつ、追加的な資金調達及びこれに伴う希薄化を段階的なものとするとともに、本強制行使条項により株価低迷局面においても追加的な資金調達の確実性を高めていること、④各割当予定先の選定についてそれぞれ合理的な理由が認められること、並びに⑤本第三者割当増資による財務基盤の強化及び調達資金の活用を通じた収益基盤の改善・成長が実現すれば、中長期的な企業価値及び株主価値の向上が期待できることから、本第三者割当の方法及び規模には相当性が認められる。

本第三者割当増資は、短期的には既存株主に相応の希薄化を生じさせるものの、上記の財務状況の下で必要な資本を確保し、財務基盤及び事業基盤を強化するとともに、フィックスターズとの資本業務提携に基づくAIネイティブの統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発の推進並びにGRCセキュリティ事業における専門人材の確保等を通じて中長期的な企業価値の向上を図るものであり、かかる中長期的な企業価値向上による利益は、本第三者割当増資により既存株主に生じる希薄化による不利益を上回ることが期待できるものと考えられる。

③　結論

以上より、当社の現在の財務状況、上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた資本増強の必要性、調達資金の使途、他の資金調達手法との比較、新株式及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法、各割当予定先の選定理由、発行条件並びに本第三者割当増資に伴う希薄化の規模及び既存株主に与える影響等を総合的に勘案すれば、本第三者割当増資には必要性及び相当性が認められるものと判断する。

10. 最近３年間の業績及び最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）　　（単位：百万円、特記しているものを除く。）

	2023年11月期	2024年11月期	2025年11月期
売上高	2,783	3,288	3,333
営業利益	△145	44	△67
経常利益	△173	25	△97

親会社株主に帰属する当期純利益	△280	112	△527
１株当たり当期純利益（円）	△218.52	85.05	△390.94
１株当たり配当金（円）	0.00	0.00	0.00
１株当たり純資産（円）	134.63	290.11	△100.83

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年８月31日現在）

	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,526,530株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	53,850株	3.53%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	2023年11期	2024年11期	2025年11期
始　値	3,215円	1,808円	1,392円
高　値	4,330円	2,700円	1,684円
安　値	1,655円	1,297円	978円
終　値	1,800円	1,392円	1,001円

②　最近６ヶ月間の状況

	６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　値	950円	893円	881円	980円	1,030円	1,157円
高　値	972円	935円	973円	1,049円	1,936円	1,236円
安　値	873円	842円	859円	951円	1,030円	873円
終　値	878円	887円	973円	1,030円	1,157円	1,007円

③　発行決議日前営業日株価

	2026年11月９日
始　値	974円
高　値	1,045円
安　値	970円
終　値	1,007円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①　第三者割当による新株式及び第５回新株予約権の発行

＜新株式＞

払込期日	2024年５月13日
調達資金の額（差引手取概算額）	119,922,000円（差引手取概算額：112,372,000）
発行価額	１株につき1,817円
募集時における	1,314,130株

発行済株式数	
当該募集による 発行株式数	66,000 株
募集後における 発行済株式総数	1,380,130 株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
発行時における 当初の資金使途及び 支出予定時期	フィナンシャルテクノロジー事業譲受対価（金額：100 百万円、支出予定時期：2024 年５月）
現時点における 充当状況	2024 年５月に、全額をフィナンシャルテクノロジー事業譲受対価の支払に充当済み

＜第５回新株予約権＞

払込期日	2024 年５月 13 日
発行新株予約権数	2,540 個
発行価額	総額 2,184,400 円（新株予約権１個につき 860 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	463,702,400円（差引手取概算額：463,702,400円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,184,400円 新株予約権行使による調達額：461,518,000 円
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における 発行済株式数	1,314,130 株
当該募集による 潜在株式数	254,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：20,000株 （残部については2026年５月12日をもって行使期間の満了により消滅）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	38,524,400 円（差引手取概算額　38,524,400 円）
発行時における 当初の資金使途及び 支出予定時期	フィナンシャルテクノロジー事業譲受対価（金額：350百万円、支出予定時期：2024年５月～2025年12月） M&A 資金（金額：126 百万円、支出予定時期：2024 年５月～2026 年５月）
現時点における 充当状況	①　2024 年５月に、新株予約権発行による調達額 2,184,400 円をフィナンシャルテクノロジー事業譲受対価に充当済み ②　2026 年１月に新株予約権 200 個が行使されたことによる調達額 36,340 千円は、将来のフィナンシャルテクノロジー事業譲受対価の支払に充当するために当社の銀行預金にて保管中

②　第三者割当による新株式の発行

払込期日	2026 年２月３日
調達資金の額（差引手取概算額）	96,715,000 円（差引手取概算額：94,965 千円）
発行価額	１株につき 841 円
募集時における 発行済株式数	1,380,130 株
当該募集による 発行株式数	115,000 株

募集後における 発行済株式総数	1,495,130株
割当先	株式会社Fixstars Investment
発行時における 当初の資金使途及び 支出予定時期	当社製品へのAI技術の実装費用（金額：94,965千円、支出予定時期：2026年２月～2026年11月）
現時点における 充当状況	① AI ネイティブ統合リスクマネジメントプラットフォームの共同開発のためのエンジニア等人件費（AI技術の実装費用） 2026年１月から2026年６月に、合計39百万円を充当済み ② サーバーその他のインフラ費（AI技術の実装費用） 2026年１月から2026年10月に、合計11百万円を充当済み ③ 共同開発中の AI ネイティブ統合リスクマネジメントプラットフォームの機能拡張（AI技術の実装費用） 2026年７月から2026年10月に、合計26百万円を充当済み ＜未充当額の支出予定時期＞ 未充当額17百万円のうち、７百万円については2026年11月中に計画どおり充当見込みです。残額の 10 百万円につきましては、当該プラットフォームのリリース時期の後ろ倒しに合わせて開発期間を延長することとしたため、支出予定時期を2026年12月から2027年１月までに変更しております。

11．発行要項

別紙１乃至別紙３に記載のとおりであります。

Ⅱ．主要株主の異動

１．異動が生じる経緯

前記「Ⅰ．本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行」に記載のとおり、本第三者割当増資の実施により、Fixstars Investment及びM&Pキャピタルは当社の主要株主となる予定であります。

２．異動する株主の概要

本第三者割当増資により新たに主要株主となることが見込まれるFixstars Investment及びM&Pキャピタルの概要は、前記「Ⅰ．本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行 ６．割当予定先の選定理由等 （１）割当予定先の概要 ②Fixstars Investment」及び同「③M&Pキャピタル」にそれぞれ記載のとおりであります。

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

（１）Fixstars Investment

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合　計	
異動前	―	1,450個 (9.69%)	―	1,450個 (9.69%)	第２位
異動後	主要株主	3,657個 (17.04%)	―	3,657個 (17.04%)	第２位

（２）M&Pキャピタル

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合　計	
異動前	―	―	―	―	―
異動後	主要株主	3,311 個 (15.42%)	―	3,311 個 (15.42%)	第３位

（注）１．本第三者割当増資前の議決権所有割合は、2026 年５月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．議決権所有割合は総議決権数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第３位を四捨五入して記載しております。
３．本第三者割当増資後の議決権所有割合は、2026 年５月 31 日現在の議決権所有割合に、本新株式の発行により増加する議決権数 6,512 個（651,200 株）を加えて算定しております。

４．異動予定年月日

2026 年 11 月 26 日

５．今後の見通し

前記「Ⅰ．本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行　８．今後の見通し」をご参照ください。

以　上

別紙１

株式会社 GRCS 新株式（第三者割当）
発　行　要　項

１．募集株式の種類及び数
普通株式　99,400 株

２．募集株式１株あたりの払込金額
金 1,006 円

３．払込金額の総額
99,996,400 円

４．払込期日
2026 年 11 月 26 日

５．増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：49,998,200 円
増加する資本準備金の額：49,998,200 円

６．募集の方法
第三者割当ての方法により、以下のものに次のとおり割り当てる。
合同会社 Trojans　　99,400 株

７．払込取扱場所
株式会社三菱 UFJ 銀行　麹町支店

８．その他
(1)　上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)　上記のほか、募集株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙２

株式会社GRCS新株式（第三者割当）
発　行　要　項

１．募集株式の種類及び数
普通株式　551,800株

２．募集株式１株あたりの払込金額
金906円

３．払込金額の総額
499,930,800円

４．払込期日
2026年11月26日

５．増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：249,965,400円
増加する資本準備金の額：249,965,400円

６．募集の方法
第三者割当ての方法により、以下のものに次のとおり割り当てる。
合同会社M&Pキャピタル　331,100株
株式会社Fixstars Investment　220,700株

７．払込取扱場所
株式会社三菱UFJ銀行　麹町支店

８．その他
(1)　上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2)　上記のほか、募集株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙３

株式会社 GRCS 第６回新株予約権
発行要項

１．新株予約権の名称 株式会社 GRCS 第６回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額 金 405,500 円

３．申込期日 2026 年 11 月 26 日

４．割当日及び払込期日 2026 年 11 月 26 日

５．募集の方法 第三者割当ての方法により、以下の者に割り当てる。
合同会社 M&P キャピタル　　2,433 個
株式会社 Fixstars Investment　　1,622 個

６．新株予約権の目的である株式の種類及び数
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 405,500 株とする（本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数　4,055 個

８．本新株予約権１個あたりの払込金額 金 100 円

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,308 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①乃至③までの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を

調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2027 年 1 月 1 日から 2031 年 12 月 31 日までとする。なお、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日

② 第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は 1 ヶ月を超えないものとする。）その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 割当日から行使期間最終日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも 504 円を下回った場合、本新株予約権者は残存する本新株予約権の全部を行使期間中に行使しなければならない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、当社普通株式の上場廃止が決定された場合には、当社取締役会が別途定める日（上場廃止日より前の日とする。）に、本新株予約権１個当たりにつき第三者評価機関が算定した公正な価値に相当する金額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 前号に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、全ての本新株予約権者からその保有する本新株予

約権の数に応じて同一の条件で取得するものとし、特定の本新株予約権者が保有する本新株予約権のみを取得することはできない。

(3) 前二号の定めにかかわらず、当社は、第 12 項第(1)号に定める強制行使条項の実効性を害することとなる場合には、本新株予約権を取得することはできない。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、行使の条件、取得事由、組織再編行為による新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡制限

新たに交付される新株予約権の譲渡については、再編当事会社の取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使請求をしようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権の行使請求をしようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
(4) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が第 20 項記載の行使請求受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社 GRCS　管理部
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階

21. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行　麹町支店

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上